

監視指導体制強化事業

1 事業の概要

(1) 産業廃棄物監視指導員の設置

産業廃棄物の不法投棄等に対するパトロールによる未然防止と、発見した際の迅速な対応のため、産業廃棄物監視指導員を県下の3県民局及び6地域事務所に配置した。

(2) 不法投棄監視カメラシステムの活用

24時間体制で不法投棄等を監視するためのカメラを導入し、各県民局及び地域事務所において活用した。

(3) 夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託

夜間・休日の不法投棄等の監視を民間警備会社へ委託実施し、監視機動力を強化した。

(4) 不法投棄110番の設置

不法投棄等を発見した場合の通報窓口として、循環型社会推進課内にフリーアクセスの不法投棄110番を設置し、通報を受け付けた。

(5) 上空監視

陸上からの監視では発見が困難な山中及び島嶼部における不法投棄等を、航空機に搭乗して上空から監視した。

【関連ページ】

不法投棄110番

<http://www.pref.okayama.jp/page/434394.html>

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班